

福知山市議会議員政治倫理条例に関する
実効性検証アンケート
結果報告書

令和7年10月
福知山市議会

目 次

1 福知山市議会議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート結果……………	1
2 アンケート結果の取扱等	
議会改革検討会議の取扱基準……………	10
整理及び公表に関する取扱要領……………	11
アンケート結果に係る対応の留意点及び遵守事項……………	12
[資料] – 実効性検証アンケート –	
3 実施要領……………	13
4 調査票……………	14
5 Q&A……………	17
6 依頼文(市長あて 職員あて)……………	19
7 福知山市議会議員政治倫理条例……………	21
8 福知山市議会議員政治倫理条例施行規則……………	26
9 条例違反の申立・審査請求の流れ……………	28
10 議員の政治倫理基準「リーフレット」……………	29

福知山市議会議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート 結果報告書

1 調査の概要

(1) 件名

福知山市議会議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート

(2) 目的

本市議会では、市民に信頼される議会づくりを進めるため、令和7年4月1日に「福知山市議会議員政治倫理条例」を施行し、議員の政治倫理の確立に努めている。条例施行から6か月が経過したことを機に、条例の実効性を検証するため、執行機関の係長級以上職員を対象にアンケート調査を実施した。

本調査では、条例の実効性・認知度・改善点等を多角的に把握することを目的とする。

(3) 調査対象

執行機関の係長級以上の職員(病院医療職を除く)

(4) 実施期間

令和7年10月1日(水)から同年10月14日(火)まで

(5) 実施方法

LoGoフォームによる匿名回答

(6) 回収状況

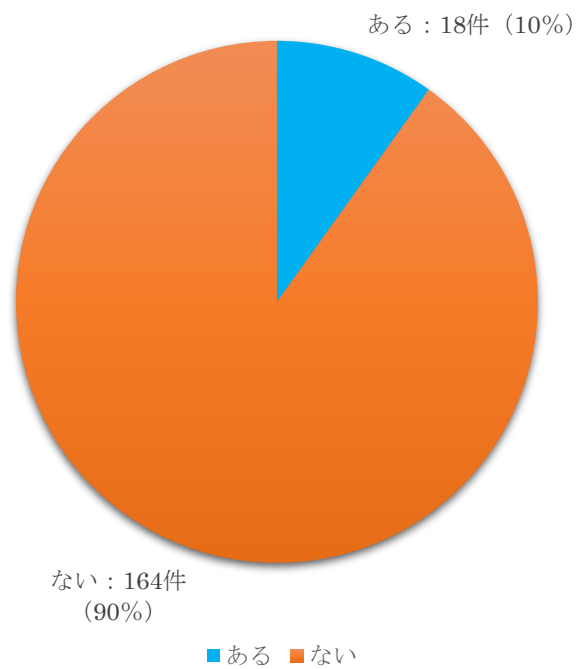
- 配布数(対象者数):318人
- 回収数:182人
- 回収率:57.2%

2 調査結果

(1)政治倫理基準違反行為の有無(Q1)

- 「ある」:10%(18人)
- 「ない」:90%(164人)

→ 回答者のうち1割が「違反行為を確認した」と回答。

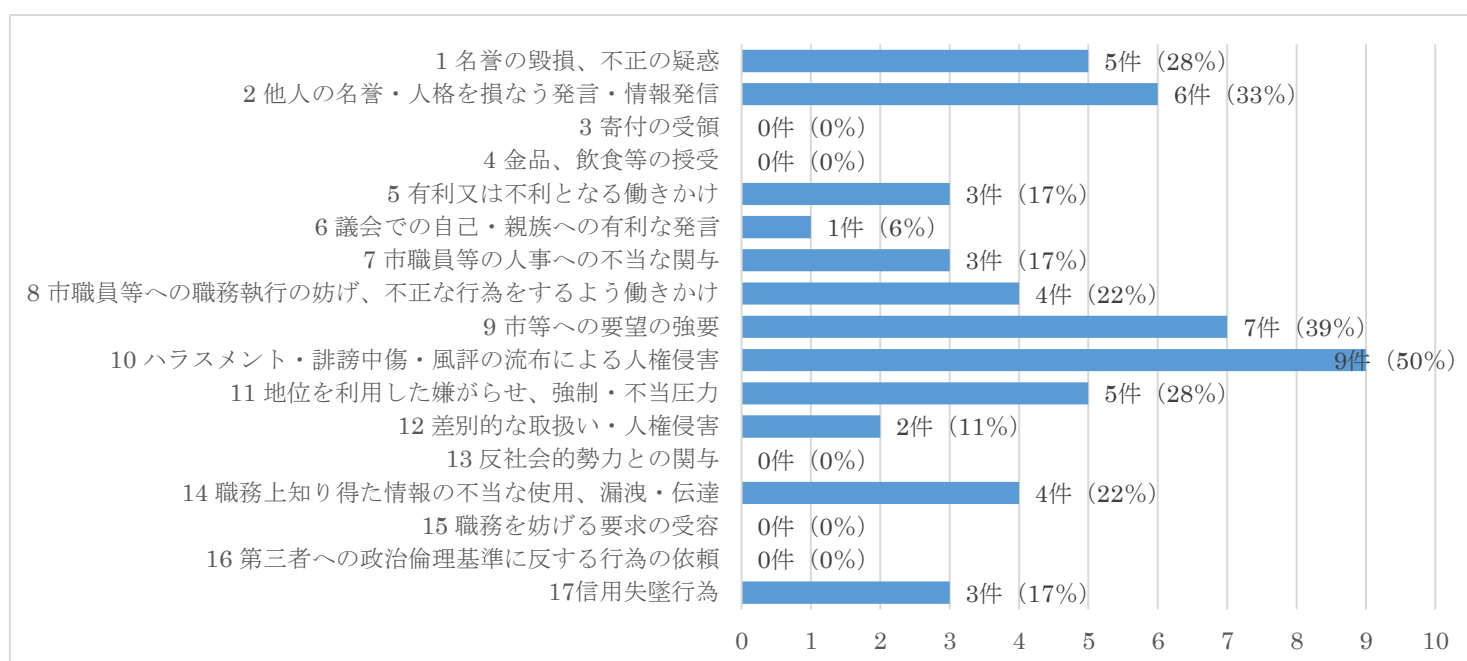


(2)違反行為の内容(Q2)

(Q1 で「ある」と回答した人のみ対象、複数回答可)

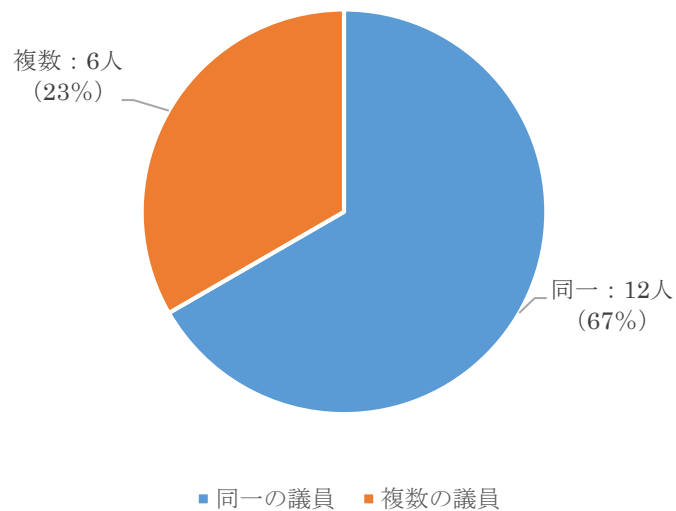
違反行為の主な内訳は次のとおりである。

区分	違反行為の種類	件数(%)
1	名誉の毀損、不正の疑惑	5件(28%)
2	他人の名誉・人格を損なう発言・情報発信	6件(33%)
3	寄付の受領	0件(0%)
4	金品、飲食等の授受	0件(0%)
5	有利又は不利となる働きかけ	3件(17%)
6	議会での自己・親族への有利な発言	1件(6%)
7	市職員等の人事への不当な関与	3件(17%)
8	市職員等への職務執行の妨げ、不正な行為をするよう働きかけ	4件(22%)
9	市等への要望の強要	7件(39%)
10	ハラスメント・誹謗中傷・風評の流布による人権侵害	9件(50%)
11	地位を利用した嫌がらせ、強制・不当圧力	5件(28%)
12	差別的な取扱い・人権侵害	2件(11%)
13	反社会的勢力との関与	0件(0%)
14	職務上知り得た情報の不当な使用、漏洩・伝達	4件(22%)
15	職務を妨げる要求の受容	0件(0%)
16	第三者への政治倫理基準に反する行為の依頼	0件(0%)
17	信用失墜行為	3件(17%)



(3)違反議員の人数(Q3)

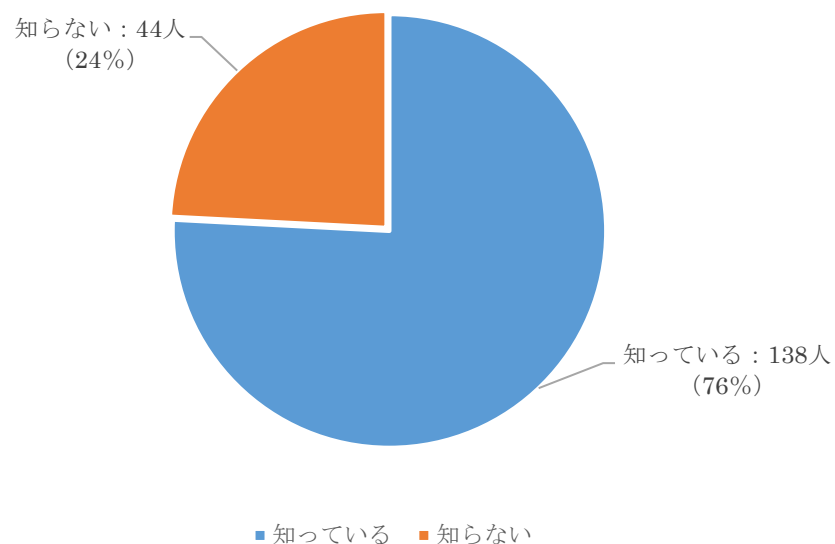
- ・「同一の議員による」:67%(12人)
- ・「複数の議員による」:33%(6人)



(4)申立て・審査請求の認知度(Q4)

- ・「知っている」:76%(138人)
- ・「知らない」:24%(44人)

→約2割が申立て・審査請求制度を「知らない」と回答。更なる認知度向上の必要性が示された。

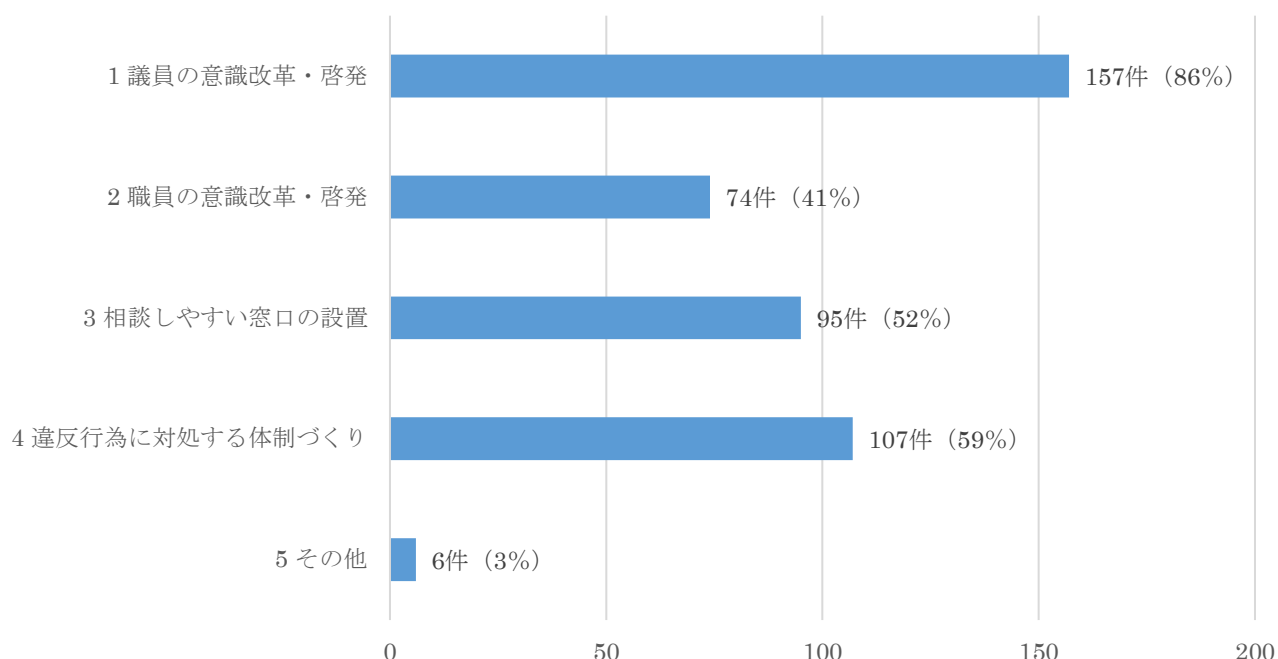


(5)違反行為をなくすために必要な取組(Q5)

(複数回答可)

区分	取組内容	回答数(%)
1	議員の意識改革・啓発	157人(86%)
2	職員の意識改革・啓発	74人(41%)
3	相談しやすい窓口の設置	95人(52%)
4	違反行為に対処する体制づくり	107人(59%)
5	その他	6人(3%)

→ 最も多かったのは「議員の意識改革・啓発」で8割にのぼった。



「5. その他」と回答された方の意見

- ・何が違反か、分かりやすい A4 用紙1枚にまとめた標語のようなものを市民にも広く周知する。
- ・市民の側にも違反行為についての理解を拡げることが必要ではないでしょうか。
- ・議員と市民との対話の場の整備や会派ごとに活動報告と政務活動費の収支報告を折込チラシで発信すること。
- ・市民や事業者等への広報・意識改革(許さない社会風土づくり)
- ・議員条例改正 厳罰化
- ・市民への十分な条例周知 ※特に、違反に関する申立・審査請求の流れについて十分に理解を得ることが必要(市民への説明会開催など)

(6)自由記述(Q6)

(主な意見を分類整理) ※氏名等、個人が特定される部分については一部加工しています。

制度改善に関する意見
○意識やイメージが大きく関わる問題であり、意図せず違反する(違反と捉えられる)こともあり、主観的要素による判断に偏らない運用が必要。 ○違反行為をなくすためには様々な取り組みが必要と思います。また、何が違反行為に該当するのかをたくさんの方が目に触れる機会(掲示物など)があれば抑止力にもなるのではないかと思います。 ○条例については、知ることが必要です。そのためには、さらなる周知を行っていくことが大切だと思います。 ○制度はあるものの、実効性は低いと感じます。市職員側も同様だと思いますが、議員側、議会事務局側の意識変革など自浄努力が必要だと思います。
議員行動に関する意見
○議員さんも職員も最新情報を知ってアップデートしていかなければならないと感じています。 ○令和7年4月以降については無かったかと思います。地位のある方はそれだけで相手が恐縮しやすいこと、良くも悪くも注目されやすいことをご認識いただければと思います。 ○長年やってる議員ほど胡坐をかいており、こうしたルールに無頓着である。指導が必要！ ○自団体への利益誘導 ○会議等の公衆の場での個人職員を叱責する圧迫的な発言 ○若手女性職員に対する職員へのセクハラ的な発言「あんたやったらいくらでも話聞くて。この後部屋まで書類持って来てくれ。(課長に対し)いやなんとかハラスメントになるからあかな。ニュースになつとるみたいにならぶホとかの事件もあるからな。ハッハッハ」 ○違反行為ではないのでここに書くか迷いましたが…時折ですが、職員の昼休みに、アポなしでいらっしゃって仕事の話をしていられる議員の方々をお見掛けします。もしその内容が急ぎでない場合は、業務時間に来てくださるとより職員の働き方改革につながってありがたいと思いました。もちろん緊急の場合はいつでも来てくださればと思います。(自分も時々昼休みに他の職員に対して仕事の連絡をしてしまうので、気を付けなければと思っています) ○あくまでも市議会議員は市民の代表であることが前提です。一般質問の内容も本当に市民が知りたい情報なのかを精査していただきたいです。議会は自分の知識をひけらかす場ではありません。 ○●●中に知りえた内容を公表したり、資料を持っていたり不思議なことが起こっていると感じている。 ○所管別委員会や定例会一般質問におけるヒアリング等において特定の議員からの高圧的な物言いが散見されます。関係構築がされていない中での「ため口」や命令口調なども見られます。一定の節度は守るべきだと思います。 ○個人的には倫理的基準を守っていただくことは当然だと思いますが、それよりも市民の声を聴き、建設的な提案をしっかりといただくよう、研修などを通じて研鑽いただければ、多少の倫理逸脱は OK、という立場です。

- 個人的な法令の解釈や価値基準を、さも市民全般の声を代表した意見であるかのように執行部側にぶつけることがあるのであればお控えいただきたい。
- 本会議や委員会での発言について、真偽不明のものを正しいように言ったり、思い込みによる人を貶める発言をする議員は何らかの処分(注意含む)の対象にしたらいいと思う。先日決算委員会で「違法」という発言があったが、本当に違法なのか。場合によっては議員が訴えられるおそれもあるのではと思った。
- 昨年の夏、ある男性議員さんが女性職員の二の腕を触っていたように見えたことがありますが、遠目だったので見間違いだったかもしれません。
- 第2条議員の責務において、「市民全体の代表者として市政に関わり」と記載があるが、特定の地域、団体など自らの票田に有利になるよう発言をする議員が見られる。場合によっては、特定の地域の要望に関して、議会という場を通さず、直接関係課を訪問する方もおられ、倫理的にどうなのかと思うこともある。
- 本会議、委員会、その他(個別協議)の場において、(推測ですが)個人の見解に基づいて、「違法行為」「法に反している」という発言を再三行われることについては、福知山市の信用を損なう行為にあたると危惧する。
- 議員は●月の一般質問の際、[]を示され、「当時の優秀な職員が作成したもの」という趣旨を話されました。ということは公文書です。しかもこの書類は限られた職員しか知らなかった情報でした。この書類を議員はどこから入手されたのでしょうか。職員から流出したのか、議員が[]に入手されたものなのか。いずれの場合も[]法●条違反になります。また、●●議員は、市に何か要望される時、意に沿わない回答をすると「一般質問して市長に答えてもらう」と威圧的な発言をされる。
- 今から6～7年前に、本市の市議会委員からパワハラに感じるような、ひどい口調で怒鳴り散らされたことがあります。その議員は現在も在職中であり、これ以上職員が被害に合わないよう、議員の意識改革や、被害へ対処する体制づくりなど、切に願います。
- 自分の関係者からの市に対する要望対応に関して、「理事者への悪影響がでる(困ることになる)」「要望者が相当立腹している」「多くの賛同者がいる」などと、よい回答をするよう強く迫る。
- 一般質問で、いい方向の答弁でなければその場で追及する、などという表現をされる。
- 議員のSNS等に個人が特定できるような記載があったり、自分の意見で特定の人を不利益になるような書き込みを行ったりと、議員としての発言の重さや意見を述べる場を勘違いされている議員が居ることに非常に違和感を感じます。自己肯定感をネット環境で上げることは控えていただいたほうが、他の議員の方にとっても良いのではないのでしょうか。倫理観とは、お互いが尊重して、協調して、社会が円滑に進んでいくために重要なことだと思いますが、倫理観＝「個人的モラルの感覚」と勘違いされている議員さんが一定いることで、不快な気分や不利益を感じてる市民がいることを理解していただきたいです。
- 市民の代表で選出されている議員さんは、私の知る限りでは、市民と対話され、市民のために尽力されていると思います。
- 自他ともに厳しい姿勢で公私のことに臨んでください。
- 誰もが閲覧・視聴できる議会(委員会)中継において、市への質疑ではなく持論を展開するだけであったり、市の契約事務を「違法な契約」と一方的に断じた発言をするなど、議員としての資質に疑問がある議員がおられます。
- 議員の倫理基準違反が疑われる行為があった時に議会に通報しやすい環境を整えてほしい。議員の報復が心配で通報出来ないのが実態です。
- 日常業務の場面で市職員に高圧的な態度をとる議員は、2名です。この2名は、倫理基準を自分なりに解釈して、問題無い範囲と認識している。また、議員の影響から通報されたいと思っている。

○執行部に法令遵守の徹底を求めているながら、議員自身が条例違反が疑われる行為を続けている実態がもっと市民に問題視されるべきである。議員のこのような行為が職員に過度なストレスとプレッシャーを与えていると共に公平公正な業務遂行に少なからず影響を与えている。 ○議員の支援者や地元からの要望の実現を過度に執行機関に求めてくる議員がいる。このような要求行為は、正当な議員活動と解釈しているようで条例上の議員が遵守すべき倫理基準の認識が弱い。 ○アンケートの記述は、必ず公表してほしい。そうでないと議会が隠ぺいしたとして議会の信用は低下します。また、アンケートは定期的の実施してほしい。違反行為を通報しにくい環境下では実態把握につながります。
職員側の対応に関する意見
○違反があった場合に申し立てた職員が本当に守られるのか。議会においても高圧的な方もおられるが、一般職員が声を上げられる環境があることを職員に周知する必要があると考えます。 ○議員の意識改革は、市民が選挙によって人格等も評価して選ばれており、難しいと考えています。市民サービスがあまりに不平等な事態にならないように行政運営ができるよう職員間どうして協力し合うように努めていかなければならない。 ○禁止行為の判断や倫理条例違反となる具体的事例について職員側の教育と相談窓口の設置が必要と考えます。 ○職員側も議員の条例違反の行為を立証できるよう違反行為が予見される場面では録音を徹底すべきである。(今後の申立や審査請求の資料とできるよう録音している事例もある。) ○課長職になれば議員との協議の回数が増えてくるのでお互い気を付けなければならないと思う。
その他
○このようなアンケートを実施することで、振り返りの機会となり、より良い運営に繋がる。 ○議員と職員、お互いが市政の推進に寄与するためには、両者がそれぞれの立場で高い倫理観を持ち行動・業務にあたる必要がある。議員活動に一定の行動基準を設けることは重要ではあるが、それが順守され続けることがより重要であると考えます。 ○係長級以上だと、まだ内容が個人特定されてしまい、不利益を被る可能性もある。また、係長以上が知りえないハラスメント発言もあると思われるので、本照会と併せて係長級以上だけでなく全職員に照会をかけて欲しい。

3 総括

○政治倫理基準違反行為の認知

一定数の職員が違反行為の存在を認識しており、条例施行後も実効性の確保に課題があることが示された。

○申立て制度の周知不足

申立て・審査請求の仕組みについては認知度が高まりつつあるが、更なる制度の理解促進が必要である。

○改善に向けた方向性

議員への意識改革・啓発の要望が最も多く、併せて違反行為に対処する体制づくりも求められている。

4 今後の対応方針

- ・ 本条例を所管する議会改革検討会議において、アンケート結果を十分に踏まえ、条例の実効性を高めるための方策を精査・検討する。
- ・ アンケート結果を各派幹事会及び全議員協議会に報告し、議員一人ひとりの現状認識を深めるとともに、課題意識を共有し、改善に向けた議会全体の取組を推進する契機とする。
- ・ 職員への結果公表(庁内掲示板等)、市民への公表(議会ホームページ掲載、報道機関への広報等)を通じて透明性を確保する。
- ・ 申立て・審査請求等の制度的機能を広く周知し、市民や職員の理解を深めるとともに、議員における条例遵守の意識向上を図る。
- ・ 今後も定期的に(年度に1回以上)調査を行い、対象範囲の拡大も視野に入れて実効性検証を継続する。

議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート結果にかかる議会改革 検討会議の取扱基準

1 目的

本基準は、議会改革検討会議(以下「会議」という。)が所管し実施した議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケートの結果を取り扱うに当たり、議会の透明性を確保しつつ、個人の名誉及びプライバシーを保護し、適正かつ公正に情報を公表するために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

本基準は、会議が実施した又は今後実施するすべてのアンケート調査結果の整理、加工及び公表に関する取扱いに適用する。

3 基本原則

- (1) アンケート結果の公表は、議会活動の透明性向上及び市民理解の促進を目的として行うものとする。
- (2) 公表に当たっては、個人を特定し得る情報の保護を最優先としつつ、回答の趣旨を損なわないよう留意するものとする。
- (3) 加工は、恣意的な編集を行わず、公平・中立の立場から行うものとする。

4 加工の対象及び方法

- (1) 回答に記載された氏名、役職名、会派名、部署名等、特定の個人又は団体を識別し得る情報は削除又は一般化する。
- (2) 特定の個人を誹謗中傷する内容、又は公表目的にそぐわない感情的表現等は、回答の趣旨を損なわない範囲で削除若しくは要約する。
- (3) 回答の核心的部分については、表現を改める場合であっても、意図が変わらないよう十分に配慮するものとする。

5 加工の決定及び手続

- (1) アンケート結果の加工の要否及びその範囲は、会議において協議し、合意のうえで決定する。
- (2) 実際の加工作業は、会議の決定に基づき、委員長の指示のもとで議会事務局が行うものとする。
- (3) 加工後の結果については、会議において内容確認を行い、公表の可否を決定する。

6 原本の保管

- (1) 加工前の原本及び関連資料は、議会事務局において適正に保管し、会議の内部に限り閲覧できるものとする。
- (2) 原本は、アンケート実施年度の翌年度末までを目安として保存し、必要に応じて保存期間を延長することができる。

7 公表時の明示

アンケート結果を公表する際は、氏名等、個人を特定し得る部分について一部加工を施している旨を明示するものとする。

8 その他

本基準に定めのない事項又は運用上疑義の生じた事項については、会議において協議し、定めるものとする。

(附記)

本基準は、会議における承認をもって施行する。

議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート結果の整理及び公表に関する取扱要領

1 目的

本要領は、議会改革検討会議が所管し実施した議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケートの結果を公表するに当たり、その取扱手順及び責任体制を明確にし、適正かつ公正な情報公開を図ることを目的とする。

2 体制

- (1) アンケート結果の整理及び加工方針の検討は、議会改革検討会議で行う。
- (2) 委員長は、会議の決定に基づき、議会事務局に対し整理及び加工作業を指示する。

3 加工の基準

- (1) 加工は、回答者又は記載対象者が特定されるおそれがある箇所、又は公表目的に適さない表現に限り行う。
- (2) 加工により回答の趣旨が変わらないよう留意し、必要最小限の範囲で行う。
- (3) 具体的な加工の方法は次のとおりとする。
 - ア 氏名、役職名、会派名、部署名等、特定の個人又は団体を識別し得る情報削除又は一般化(「〇〇議員」「ある職員」等に置換)
 - イ 中傷的・感情的表現
削除又は要約

4 公表手順

- (1) 加工後のアンケート結果は、委員長が内容を確認し、議会改革検討会議に諮って承認を得る。
- (2) 公表に際しては、「氏名等、個人が特定される部分については一部加工しています」と明示する。
- (3) 公表の方法は、議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート実施要領の規定に基づき、会議において協議のうえ決定する。

5 原本及び資料の管理

- (1) 加工前の原本は、議会事務局において厳重に保管し、会議の許可なく提供しない。
- (2) 保存期間は、アンケート実施年度の翌年度末までを目安とし、必要に応じて保存期間を延長することができる。

6 附則

- (1) 本要領に定めのない事項は、議会改革検討会議の協議により定める。
- (2) 本要領は、会議における承認をもって施行する。

令和7年度福知山市議会議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート アンケート結果に係る対応の留意点及び遵守事項

■議会改革検討会議委員

1 守秘義務の徹底

委員として知り得た情報はいかなる場合においても漏らしてはならないものとする。また、その職を退いた後も同様とする。

・回答欄に記載された氏名等、個人を特定し得る事項や、アンケート結果の取りまとめ過程における取扱内容については、特段の注意を払うものとする。

2 資料の厳重管理

アンケート結果に係る資料については、委員以外の者の閲覧を防止し、併せて紛失又は流出の事態を生じさせることのないよう、厳重な管理及び保管を徹底するものとする。

3 公平・中立の確保

アンケートの集計並びに編集作業は、公平性及び中立性を確保し、いかなる恣意も介在しないよう厳正に行うものとする。

4 会議による決定

アンケートに係る一切の事項は、委員長が会議に付議し、協議のうえ決定するものとする。

5 記録の管理と廃棄

アンケート原票、集計データ及び会議資料等は、保存の必要がなくなった後、適正に廃棄するものとする。

■全議員

1 回答者の保護

回答者を識別又は特定しようとする行為を一切禁ずるものとする。

2 改善への取組姿勢

アンケート調査の結果、条例施行後も違反が疑われる行為が存することを真摯かつ厳粛に受け止め、議会として主体的に改善に取り組むとともに、議員一人ひとりが議会の構成員として政治倫理の遵守意識を一層高めるものとする。

3 結果の受け止め方と発信

(1) アンケート結果の一部を恣意的に引用し、個人又は特定の会派の主張に利用することは厳に慎むものとする。

(2) アンケート結果は、議会全体としての課題認識及び改善に資する基礎資料として、適正に活用するものとする。

4 説明責任の遂行

市民から議員としてアンケートに関する説明を求められた場合は、その目的が「条例の実効性を検証するための調査」であることを明確に伝えるものとする。

その上で、今後の改善への取組について、丁寧かつ誠実な説明に努めるものとする。

5 継続的検証

アンケートの結果を一過的なものとせず、定期的に検証を行い、改善策の実施状況を確認するなど、政治倫理の向上に向けた取組を継続的に推進するものとする。

議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート実施要領

- 1 件名 議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート
- 2 目的 市議会では、市民に信頼される議会づくりを進めるため、令和7年4月1日に福知山市議会議員政治倫理条例を施行し、議員の政治倫理の確立に努めています。
条例施行後6か月が経過することを機に、条例の実効性を検証するため、執行機関の職員を対象にアンケート調査を実施し、条例の実効性・認知度・改善点を多角的に検証します。
- 3 調査対象 執行機関の係長級以上の職員※(病院医療職は除く。)
※議員と業務上接する機会が多い執行機関の係長級以上の職員とすることで職員の負担の軽減と調査・集約・分析の迅速性を図る。(将来的に調査対象の拡大を検討)
- 4 実施期間 令和7年10月1日(水) から令和7年10月14日(火) まで
- 5 実施方法 LoGoフォームにより回答 (回答形式 匿名)
- 6 集計 アンケート期間終了後 約1か月以内
- 7 設問項目 別紙のとおり
- 8 結果の取扱い・公表方針
 - ・各派幹事会、全議員協議会で全議員に結果報告
 - ・職員に結果報告(庁内掲示板等)
 - ・広報カードにより報道機関に公表
 - ・議会ホームページにより公表(市民向け)
- 9 所管・担当 議会改革検討会議、議会事務局議事調査係

議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート

Q1. あなたは、福知山市議会議員政治倫理条例の施行(令和7年4月1日)以降に議員が関係する政治倫理基準に違反する行為を受けた・確認した又は現場に居合わせたことがありますか。

- ☐ ある
☐ ない

Q2. Q1で「ある」と答えた方に伺います。
どんな行為がありましたか。(複数回答可)

[議員に求められる政治倫理基準(条例第5条関係)]

区分	該当するものにチェック	違反(禁止)行為の種類	詳細説明
1		名誉の毀損、不正の疑惑	議員として品位・名誉を確保し、その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
2		他人の名誉・人格を損なう発言・情報発信	議員としての発言又はSNS等の情報発信において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。
3		寄付の受領	政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける恐れのある寄付を受けないこと。議員の後援団体にあっても、同様とする。
4		金品、飲食等の授受	その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等を授受しないこと。
5		有利又は不利となる働きかけ	市等が行う許認可、請負・その他の契約等に関して、特定の者に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
6		議会での自己・親族への有利な発言	議会の会議で自己・親族の一身上の発言、有利な発言をしないこと。
7		市職員等の人事への不当な関与	市職員の人事(職員の採用、昇任、降任等)に関して、不当な関与をしないこと。
8		市職員等への職務執行の妨げ、不正な行為をするよう働きかけ	市職員の公正な職務執行を妨げ、その職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

9		市等への要望の強要	市職員・指定法人等への申入れ・要望を強要しないこと。
10		ハラスメント・誹謗中傷・風評の流布による人権侵害	ハラスメント・誹謗中傷・風評の流布等により人権侵害、不快にさせる行為をしないこと。
11		地位を利用した嫌がらせ、強制・不当圧力	その地位を利用した嫌がらせ、強制・不当に圧力をかける行為をしないこと。
12		差別的な取扱い・人権侵害	差別的な取扱い・言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
13		反社会的勢力との関与	暴力団等反社会的勢力に関与しないこと。
14		職務上知り得た情報の不当な使用、漏洩・伝達	職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用し、又は第三者に漏洩・伝達しないこと。
15		職務を妨げる要求の受容	誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
16		第三者への政治倫理基準に反する行為の依頼	第三者に依頼し、政治倫理基準に反する行為をさせないこと。
17		信用失墜行為	議員一般・議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実・公正な職務遂行を損なうおそれがある行為を行わないこと。

Q3. Q1で「ある」と答えた方に伺います。

違反を行う議員は1人(同じ人)ですか。

- ☐ はい。
☐ 複数人ある。

Q4. 政治倫理基準に違反する疑いがあると認める議員があるときは、申立てや審査請求ができることを知っていますか。

- ☐ はい。
☐ いいえ。

Q5. 違反行為をなくすためには何が必要だと思いますか。(複数回答可)

- ☐ 議員の意識改革・意識啓発・教育の実施
☐ 職員の意識改革・意識啓発・教育の実施

- ☐ 相談しやすい窓口の設置
- ☐ 違反行為に対処する体制づくり
- ☐ その他()

Q6. 自由記述欄

--

議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート

Q&A

Q1 なぜ職員(係長級以上)を対象にアンケートを実施するのですか。

A1 市民に信頼される議会づくりを進めるため、令和 7 年 4 月 1 日に施行した「福知山市議会議員政治倫理条例」の実効性を検証する必要があるからです。議員と日常的に接する機会が多い係長級以上の職員からの率直な意見を伺うことで、違反行為や課題を的確に把握します。

Q2 回答は匿名とありますが、個人が特定されることはありませんか。

また、LoGoフォーム(オンライン申請・アンケートシステム)により回答となっておりますが、議会事務局やシステム担当部署は特定できませんか。

A2 ありません。氏名や所属を記入する欄は設けておらず、個人が特定されることは一切ありません。統計的に集計し、個人や部署が特定される形では公表しません。

また、LoGoフォームは、自治体専用のデジタル化総合プラットフォームです。匿名性を確保した上で、回答を収集・集計できる仕組みとなっており、議会事務局やシステム担当部署も回答者の特定はできません。

Q3 結果はどのように活用されますか。

A3 集計結果は議会の所管の委員会(議会改革検討会議)から全議員に報告し、議員の政治倫理の確立や条例の実効性を高めるための改善策検討に活用します。

Q4 結果は公表されるのですか。

A4 議会から公表します。公表にあたっては、個人が特定されない形で集計結果をまとめお知らせします。

Q5 アンケートの結果、条例違反が示唆された場合はどうなるのですか。

A5 アンケートは違反行為への対応を目的とするものではなく、条例の実効性を検証するための調査です。個別の違反行為の疑いがあれば、別途、倫理条例や関係規定等に基づいて必要な対応が検討されます。

Q6 議員がこのアンケート結果を見て、回答者を探すようなことはないのですか。

A6 回答は匿名で行い、個人を特定できる情報は収集しません。議員が個別の回答者を把握することは一切できません。また、議員がそのような行為を行わないよう議会内において徹底します。

Q7 このアンケートで、特定の議員の行動が問題視されることはありませんか。

A7 匿名のアンケートであり、個別の議員を特定することは目的ではありません。集計結果として傾向を把握し、今後の改善につなげます。

Q8 議員がアンケート結果を操作する余地はありませんか。

A8 ありません。議会の所管の委員会(議会改革検討会議)で集計されます。議員が個別の回答や回答者に関与することはできません。

Q9 アンケート結果が議員活動に制約を加えることはありませんか。

A9 倫理条例の趣旨は市民からの信頼を確保することです。調査は改善の参考であり、不当な制約を加えるものではありません。

Q10 職員がアンケートで議員の行為を必要以上に誇張し、あるいは意図的に否定的に回答するおそれはないのでしょうか。

A10 特定の議員を誹謗する目的で回答しても、そのまま議員個人の評価につながることはありません。加えて、自由記述の内容についても、誹謗中傷や不適切な記載があった場合にはそのまま活用することではなく、客観的に妥当と認められる内容のみを参考とします。調査の目的は議員個人の批判ではなく、議会全体として倫理条例の実効性を検証することにあります。

Q11 アンケートは必ずしなければなりませんか。

A11 強制ではありませんが、信頼される議会づくりのために率直なご意見をいただくことが大変重要です。ぜひご協力をお願いします。

Q12 アンケートに答えたことで不利益を受けることはありませんか。

A12 一切ありません。回答は匿名で集計され、個別の職員や部署が不利益を受けることはありません。

Q13 今後も定期的にアンケートを行うのですか。

A13 今回の結果や検証状況を踏まえ、必要に応じて継続的又は対象を拡大して実施することを検討します。

令和7年9月9日

福知山市長
大 橋 一 夫 様

福知山市議会議長
吉 見 茂 久

福知山市議会における議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート
について(依頼)

本市議会におきましては、市民に信頼される議会づくりを進めるため、令和7年4月1日に福知山市議会議員政治倫理条例を施行し、議員の政治倫理の確立に努めているところです。

このたび、福知山市議会における違反する疑いがある行為の有無とその内容等を把握し、条例の実効性を検証するため、職員を対象に、下記のとおりアンケート調査を実施させていただくこととなりました。

つきましては、当該アンケートの実施について御配慮くださるようよろしくお願いいたします。

記

- 1 件 名 福知山市議会における議員政治倫理に関するアンケート調査
- 2 対 象 係長級以上の職員(病院医療職を除く。)
- 3 期 間 令和7年10月 1日(水) から
令和7年10月14日(火) まで
- 4 内 容 別紙のとおり
- 5 方 法 LoGoフォームにより回答

令和7年10月1日

職員のみなさま
(係長級以上の職員)

福知山市議会議長
吉 見 茂 久

福知山市議会における議員政治倫理条例に関する実効性検証アンケート
について(依頼)

本市議会におきましては、市民に信頼される議会づくりを進めるため、令和7年4月1日に福知山市議会議員政治倫理条例を施行し、議員の政治倫理の確立に努めているところです。

このたび、福知山市議会における違反する疑いがある行為の有無とその内容等を把握し、条例の実効性を検証するため、職員を対象に、下記のとおりアンケート調査を実施させていただくこととなりました。

つきましては、アンケートの回答について御協力くださるようよろしくお願いいたします。

なお、当該アンケートは、匿名とし、一切の回答者情報を記録・取得しない設定で実施します。

記

- 1 件 名 福知山市議会における議員政治倫理に関するアンケート調査
- 2 対 象 係長級以上の職員(病院医療職は除く。)
- 3 期 間 令和7年10月 1日(水) から
令和7年10月14日(火) まで
- 4 内 容 別紙のとおり
- 5 方 法 LoGoフォームにより回答
※リンク先又は二次元コードを読み取り

福知山市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、福知山市議会基本条例(平成24年福知山市条例第31号)第25条の理念にのっとり、議員が議員活動を行う際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)を定めることにより、議員の政治倫理の確立及び向上を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚を持って、その使命の達成に努めなければならない。

- 2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけがあったときは、これに応じてはならない。
- 3 議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(働きかけの禁止)

第3条 何人も議員に対し、政治倫理基準に違反する働きかけを行ってはならない。

(宣誓)

第4条 議員は、議員の任期開始の日から30日以内に、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとする。

- 2 前項の規定による宣誓は、宣誓書を議長に提出することにより行うものとする。

(政治倫理基準の遵守)

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民の代表者及び公職にある者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
- (2) 公職にある者としての発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。
- (3) 政治活動に関し、個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体についても、同様とする。
- (4) その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。
- (5) 市又は次に掲げる者若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)(以下「指定法人等」という。))が行う許認可、工事等の請負契約(下請負に係る契約を含む。)、業務委託契約及び物品購入契約並びに指定管理者の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利となるような斡旋等の働きかけをしないこと。

ア 市が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合その他の団体

イ 市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人

ウ 市が財政的援助を与える法人又は団体

- (6) 議会の会議において、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは

は兄弟姉妹（姻族を含む。）の一身上に関すること又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に有利となるような発言をしないこと。

- (7) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）を含む。以下同じ。）又は指定法人等の職員（役員を含む。以下同じ。）の採用、就任、昇任、降任、異動、解雇、退任等の人事に関し、不当な関与をしないこと。
- (8) 市の職員又は指定法人等の職員に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (9) 議員個人に市又は指定法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で市若しくは指定法人等に申入れ若しくは要望をし、かつ、当該申入れ若しくは要望に応えることを強要しないこと。
- (10) 市の職員若しくは指定法人等の職員又は議員にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメントその他のハラスメント及び誹謗中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。
- (11) その地位を利用した嫌がらせ若しくは強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。
- (12) 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (13) 福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）と飲食、旅行その他の交流をともにしないこと。事実であるか否か、現在であるか過去であるか又は自己であるか知人であるかにかかわらず、暴力団等と関係があること又は関係があったことを流布する者も、同様とする。
- (14) 議員として職務上知り得た情報を不当な目的のために使用し、又は第三者に漏えい又は伝達しないこと。
- (15) 誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
- (16) 第三者に依頼し、前各号に掲げる行為をさせないこと。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なうおそれがある行為を行わないこと。

（請負等に関する制限）

第6条 議員又は議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わる法人その他の団体は、地方自治法第92条の2の規定を遵守し、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。

（政治倫理基準の違反に関する申立て等）

第7条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項の規定により福知山市の議員及び長の選挙権を有する者（福知山市の選挙人名簿に登録されている者に限る。以下「有権者」という。）、市の職員若しくは指定法人等の職員（これらの職員に対し、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める行為のあった日から6月以内に退職、退任等をした者を含む。）又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める議員があるときは、議長に対し、当該疑いがあることを明らかにする資料（以下「疎明資料」という。）及び議長が必

要と認める書類を添え、書面により申立てをすることができる。

- 2 前項の規定による申立て（以下「申立て」という。）は、当該申立てに係る行為のあった日から6月以内に行わなければならない。
- 3 議長は、申立てがあったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該申立てに係る議員に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた議員は、第2条第3項の規定に基づき、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにし、当該通知を受けた日から30日以内に議長に申立てに係る対応書を提出しなければならない。
- 5 議長は、前項の規定による対応書の提出があったときは、速やかにその内容を当該対応書に係る申立てをした者（以下「申立者」という。）に通知するものとする。
- 6 申立者は、前項の規定による通知があった後においても、当該通知に係る議員に政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、議長に申し出て、協議等の場（福知山市議会会議規則（昭和32年福知山市議会規則第1号）第129条第2項に規定する協議等の場をいう。以下同じ。）に出席し、説明することができる。
- 7 前項の場合において、同項の疑いに係る議員は、協議等の場に出席できないものとする。ただし、当該協議等の場に出席する議員の半数以上の同意があるときは、この限りでない。
- 8 第6項の規定により申立者が出席する協議等の場の会議は、非公開とする。
（審査請求）

第8条 有権者又は議員は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認める議員があるときは、議長に対し、疎明資料を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連署をもって、その代表者から審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

（1）有権者が審査請求をする場合 有権者30人以上の連署

（2）議員が審査請求をする場合 議員3人以上の連署

- 2 審査請求は、当該審査請求に係る行為のあった日から1年以内に行わなければならない。
- 3 第1項第1号の規定による連署は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間を除き、審査請求が行われる日前30日以内に行われたものでなければならない。
- 4 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査請求が行なわれた日の直近に行われた公職選挙法第22条第1項の規定による福知山市の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。
- 5 第1項第2号の規定による連署は、2以上の異なる会派（会派に属さない議員は、当該議員の総員をもって1会派とみなす。）に属する者により行われていなければならない。

（審査請求の受理等）

第9条 議長は、審査請求があったときは当該審査請求の内容について審査するものとし、審査請求に係る請求書に形式上の不備があると認めるときは相当の期間を定めて、審査請求をした代表者（以下「請求代表者」という。）に対し、その補正を求めることができる。

- 2 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。

- (1) 前条に規定する要件を満たしていないとき。
- (2) 請求代表者が前項の規定による補正の求めに従わないとき。
- (3) 第5条各号に掲げる政治倫理基準に明らかに違反しないと議長が認めるとき。

3 議長は、前項の規定により審査請求を却下したときは、その旨及びその理由を請求代表者に通知するものとする。

(福知山市議会議員政治倫理審査会)

第10条 議長は、審査請求を受けたときは、前条第2項の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る審査（以下「審査」という。）を行わせるため、福知山市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに請求代表者及び審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

3 議長は、福知山市議会委員会条例（昭和32年福知山市条例第18号。以下「委員会条例」という。）第3条の3第1項の規定により設置する議会運営委員会の選出方法に準じて、審査会の委員（以下「委員」という。）を議員のうちから指名するものとする。

4 委員の定数は、9人以内とする。ただし、審査請求を行った議員及び審査対象議員は、委員となることができない。

5 委員の任期は、第3項の規定による指名の日から第14条の規定による報告をした日までとする。ただし、委員が議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。

6 審査会の委員長（以下「委員長」という。）は、必要と認めるときは、有識者を審査会に出席させ、意見を求めることができる。

7 審査会の会議は、非公開とする。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

10 委員長の選任その他審査会の運営に関する事項は、委員会条例による。

11 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(審査会の審査)

第11条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の有無について審査する。

2 前項の場合において、審査会は、審査を行うため、請求代表者、審査対象議員及び審査請求に係る関係者に対し、意見又は事情の聴取、資料の提出その他審査に必要な事項を議長を経由して要求することができる。

3 審査会の会議は、委員長が招集する。

4 審査会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査対象議員の協力義務等)

第12条 審査対象議員は、前条第2項の規定による要求（次項において「要求」という。）があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出

席して説明しなければならない。

- 2 議長は、審査対象議員が要求に協力しないとき、又は虚偽の発言若しくは報告をしたときは、その旨を第14条の規定による報告に併せて、公表するものとする。

(弁明の機会の付与)

第13条 審査対象議員は、審査会に対し、口頭又は書面により弁明する機会を与えるよう議長を経由して請求することができる。

- 2 審査会は、前項の規定による請求があったときは、審査対象議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(審査結果の報告)

第14条 審査会は、審査を終了したときは、議長に対し、速やかにその審査の結果に意見を付して報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、当該報告に次の各号のいずれかの措置を講ずるよう意見を付さなければならない。

- (1) 文書による嚴重注意
- (2) 議会内での役職の辞任勧告
- (3) 議員の辞職勧告
- (4) その他必要と認める措置

(審査結果の通知)

第15条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、請求代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知しなければならない。

(審査の結果とるべき措置)

第16条 審査対象議員は、審査の結果、政治倫理基準に違反する行為があると認められたときは、その結果を尊重し、速やかに政治倫理の確保のために、自ら必要な措置を講じなければならない。

- 2 議会は、審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、審査の結果を尊重し、議決により、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の場合において、第14条第3号に規定する措置を講ずるときは、同時に同条第2号に規定する措置を講ずるものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する措置を講じた場合の効力は、当該対象議員の任期中継続する。

(公表)

第17条 議長は、第14条の規定による報告を受けたとき又は審査対象議員が前条第1項の措置を講じたとき若しくは議会が同条第2項の措置を講じたときは、速やかにその概要を公表しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に議員である者に対する第4条の適用については同条中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

福知山市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福知山市議会議員政治倫理条例(令和7年福知山市条例第52号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(宣誓)

第2条 条例第4条の規定による宣誓は、宣誓書(別記様式第1号)によるものとする。

(実質的に経営に携わる範囲)

第3条 条例第6条の実質的に経営に携わるときとは、次に掲げる場合をいう。

(1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している場合

(2) 議員がその経営方針又は主要な取引に関与していると認められる場合
(政治倫理基準の違反に関する申立て等)

第4条 条例第7条第1項の規定による申立ては、政治倫理基準違反申立書(別記様式第2号)によるものとする。

2 議長は、条例第7条第1項の規定による申立てをした者が、有権者(同項に規定する有権者をいう。以下同じ。)である場合にあっては、福知山市選挙管理委員会に対し、当該申立てをした者が選挙人名簿に登録されている者であることの確認を求めるものとする。

3 条例第7条第3項の規定による通知は、政治倫理基準違反申立通知書(別記様式第3号)によるものとする。

4 条例第7条第4項の規定による対応書は、政治倫理基準違反申立対応書(別記様式第4号)によるものとする。

5 条例第7条第5項の規定による通知は、政治倫理基準違反申立対応通知書(別記様式第5号)によるものとする。

6 条例第7条第6項の規定による申出は、政治倫理基準違反説明申出書(別記様式第6号)によるものとする。

(審査請求の手續等)

第5条 審査請求(条例第8条第1項に規定する審査請求をいう。以下同じ。)

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式による請求書(以下「審査請求書」という。)により行うものとする。

(1) 条例第8条第1項第1号に掲げる場合 政治倫理基準違反審査請求書(有権者用)(別記様式第7号)

(2) 条例第8条第1項第2号に掲げる場合 政治倫理基準違反審査請求書(議員用)(別記様式第8号)

2 条例第8条第1項第1号に掲げる場合において、審査請求をしようとする者は、審査請求署名簿(別記様式第9号。以下「署名簿」という。)に、同号に掲げる請求書の写しを添えて、有権者に対し、署名を求めなければならない。

(審査請求書の審査)

第6条 議長は、条例第8条第1項第1号に掲げる場合において、審査請求を受けたときは、福知山市選挙管理委員会に対し、署名簿に署名をした者が選挙人名簿に登録されている者であることの確認を求めるものとする。

2 条例第9条第1項の相当の期間とは、同項の規定による補正を求めた日の翌日から起算して14日を超えない期間とし、当該補正の要求は、審査請求補正要求書（別記様式第10号）によるものとする。

3 条例第9条第3項の規定による通知は、却下通知書（別記様式第11号）によるものとする。

（審査会設置の通知）

第7条 条例第10条第2項の規定による通知は、審査会設置通知書（別記様式第12号）によるものとする。

（審査会の審査）

第8条 条例第11条第2項の規定による意見又は事情の聴取、資料の提出その他審査に必要な事項の要求は、要求書（別記様式第13号）によるものとする。

2 条例第13条第1項の規定による弁明の機会の請求は、弁明請求書（別記様式第14号）によるものとする。

（審査結果の報告）

第9条 条例第14条の規定による報告は、審査結果報告書（別記様式第15号）によるものとする。

（審査結果の通知）

第10条 条例第15条の規定による通知は、審査結果通知書（別記様式第16号）によるものとする。

（公表の方法）

第11条 条例第17条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

（1）福知山市議会ホームページへの掲載

（2）福知山市議会だよりへの掲載

（3）その他議長が適当と認める方法

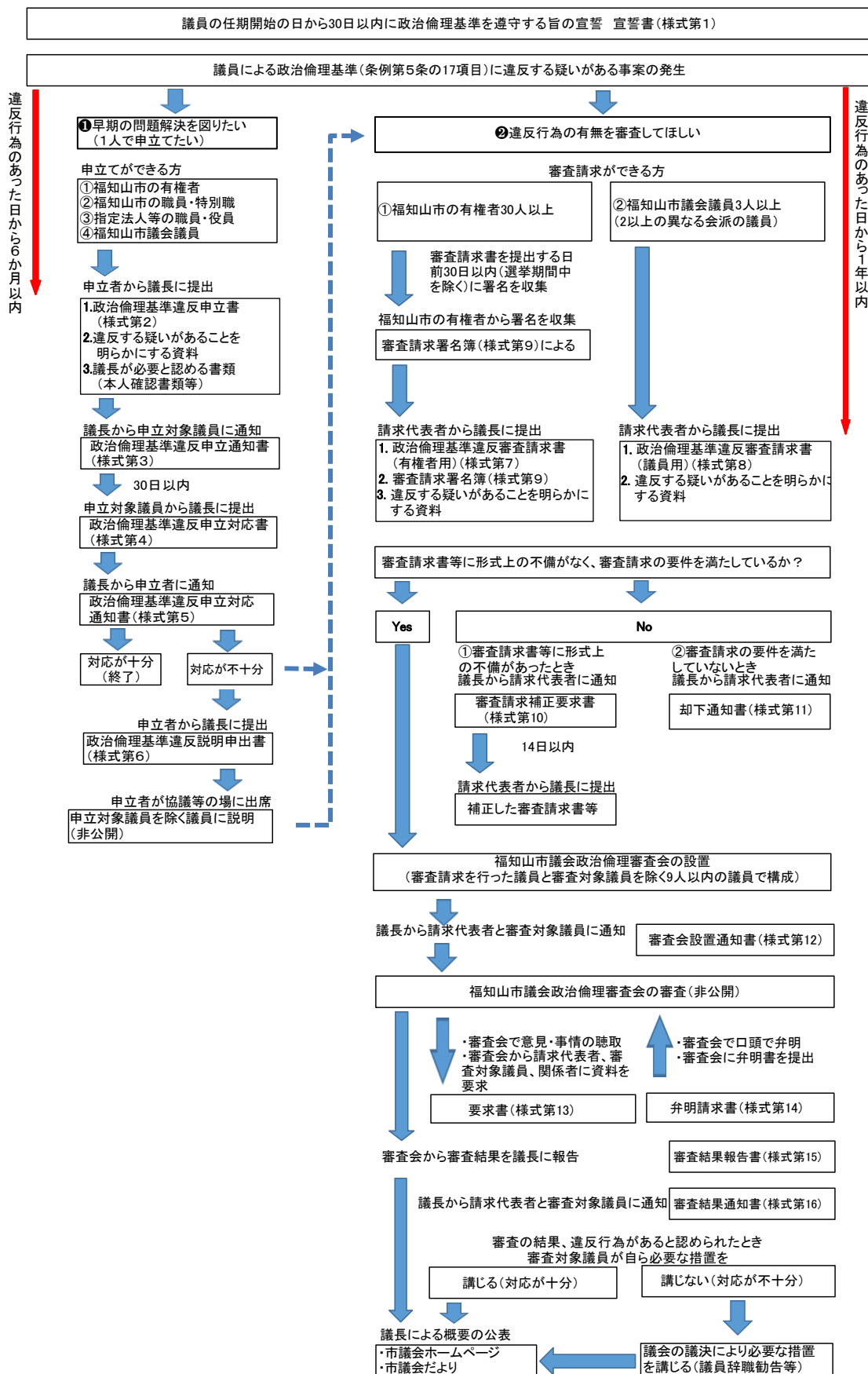
（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福知山市議会議員の政治倫理基準の違反に関する申立・審査請求の流れ



議員の政治倫理基準

－ コンプライアンス違反とならないための行動基準 －

議員政治倫理条例は、議員に求められる行動規範や品位の保持などを政治倫理基準として具体的に定めています。

これに反する行為は、条例違反として申立てや審査請求の対象となります。

条例第5条関係

禁止行為	説 明
名誉の毀損、不正の疑惑	議員として品位・名誉を確保し、その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
他人の名誉・人格を損なう発言・情報発信	議員としての発言又はSNS等の情報発信において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。
寄付の受領	政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受ける恐れのある寄付を受けないこと。議員の後援団体にあっては、同様とする。
金品、飲食等の授受	その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等を授受しないこと。
有利又は不利となる働きかけ	市、一部事務組合又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者等が行う許認可、請負・その他の契約等に関して、特定の者に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
議会での自己・親族への有利な発言	議会の会議で自己・親族の一身上の発言、有利な発言をしないこと。
市職員等の人事への不当な関与	市職員・指定法人等の職員の人事(職員の採用、昇任、降任等をいう。)に関して、不当な関与をしないこと。
市職員等への職務執行の妨げ、不正な行為をするよう働きかけ	市職員・指定法人等の職員の公正な職務執行を妨げ、その職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
市等への要望の強要	市職員・指定法人等への申入れ・要望を強要しないこと。
ハラスメント・誹謗中傷・風評の流布による人権侵害	ハラスメント・誹謗中傷・風評の流布等により人権侵害、不快にさせる行為をしないこと。
地位を利用した嫌がらせ、強制・不当圧力	その地位を利用した嫌がらせ、強制・不当に圧力をかける行為をしないこと。
差別的な取扱い・人権侵害	差別的な取扱い・言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
反社会的勢力との関与	暴力団等反社会的勢力に関与しないこと。
職務上知り得た情報の不当な使用、漏洩・伝達	職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用し、又は第三者に漏洩・伝達しないこと。
職務を妨げる要求の受容	誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
第三者への政治倫理基準に反する行為の依頼	第三者に依頼し、政治倫理基準に反する行為をさせないこと。
信用失墜行為	議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なうおそれがある行為を行わないこと。